

凡例

- 一 須賀川市立博物館所蔵『俳諧摺』の翻刻を行った。俳諧摺は九九点あるが、今回そのうち四四点を『俳諧摺 上』として発行した。
- 一 翻刻した俳諧摺は原則として原文の体裁を重んじた。
- 一 原文の異体字、変体仮名はほぼ現行のものにうつした。また略字、俗字の類で現行当用漢字に合致するものは、正しい字に改めなかった。
- 一 原文の「ハ」「ミ」は「は」「み」に、「ト」は「より」、「エ」は「こと」に改めた。
- 一 意味不明の字句、疑問のある字句などは、そのまま記し、右傍に（ママ）を付した。
- 一 難読と思われる漢字には平仮名を付した。
- 一 紙魚による虫害及び擦れなどにより判読ができない部分は、□□□で表した。
- 一 地名、国名の片仮名は、漢字に改めた。
- 一 俳人名、画家名については原文のとおりとした。
- 一 図版番号と俳諧摺翻刻の番号及び俳諧摺作品目録番号は共通である。
 - (1) 図版番号①の作品名の後の（）内は俳諧懐紙の呼称を示した。
 - (2) 図版番号⑦、⑬の作品名の後の（）内の数字は、当該作品の頁を示した。